

第四十回 参議院法務委員会會議録第八号

昭和三十七年三月一日(木曜日) 午前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君  
理事 青田源太郎君  
井川 伊平君  
亀田 得治君  
大谷 登瀛君

委員

野上 進君  
高田なほ子君  
赤松 常子君  
辻 武壽君

政府委員

法務省矯正局長 大澤 一郎君  
最高裁判所長官代理者  
最高裁判所事務 石田 和外君  
総局事務局長  
最高裁判所事務 桑原 正憲君  
総局事務局長  
第一課長 長井 澄君  
最高裁判所事務 栗本 一夫君  
総局事務局長  
事務局側

常任委員 西村 高見君  
会専門員

本日の會議に付した案件

- 理事の補充互選の件
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 檢察及び裁判の運営等に関する調査(昭和三十一年度法務省関係予算に關する件)

(昭和三十一年度裁判所関係予算に關する件)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

理事の補充互選を行ないます。

去る二月十三日理事大谷登瀛君が、二月二十四日理事増原吉君がそれぞれ委員を辞任されたため、理事に二名の欠員を生じておりますので、この際その補充互選をいたしたいと存じます。互選の方法は、慣例により委員長の指名に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。

それでは私より、増原君の補充として青田源太郎君を、大谷君の補充として大谷登瀛君をそれぞれ理事に指名いたします。

○委員長(松野孝一君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、去る二月二十七日衆議院より送付され、本審査であります。

これより質疑に入りますが、本案について、ただいま出席の当局側は、影山法務省司法法制調査部参事官、石田最高裁判所事務局長、桑原最高裁判所事務局長であります。質疑のおありの方は順次御発言下さい。

○亀田得治君 定員法について若干質問をいたしますが、最初に、今回法律の改正で増員になります数は、この前

の提案説明で一応お聞きしたわけですが、最高裁としては、今度の定員改正にあたりまして、どれくらい裁判官なりあるいは裁判官以外の職員を増加すべきだという考えを持っていたわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)

この裁判官の増員についてでございますが、現在事件数に比しまして、裁判官、ことに判事の員数が少なきに失するということでありまして、その欠員の補充、それから増員というふうなことが實際上非常に困難な状況にあることは、御承知のとおりだと思います。現在、現在の事件処理の窮状を打開するために、昨年、三十六年度におきまして、当初の計画といたしまして、八大都市すなわち東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、この八つの都市の地方裁判所におきまして、第一審の充実強化のために、合議体の数を増強するということが、それから、最近の訴訟の審理期間の遅延の状況にかんがみまして審理期間を短縮するという、二つの目標からいまして、増員を要求いたしましたわけでありまして、まず、第一審目の合議体の増強に關しましては、民事事件に關しましては、全体の事件の約一五%程度、それから刑事事件につきましては、全体の事件の二五%程度を合議体によつて審理、裁判をするという計画を立てまして、そのために必要な人数六十九名、それから第二審目の審理期間の短縮と

いう点でございますが、これにつきましては、現在の平均の審理期間を約半分程度に縮める。すなわち民事につきまして約五カ月、刑事につきまして約三カ月程度を審理を終わつて裁判をするという目標のもとに、必要な人員として九十八名以上、合計百六十七名、これだけの人数を増員したい。これを一年で実現いたしますことは、諸般の状況から非常に困難でございます。まず二年計画でこの実現をはかるというところで、三十六年度の予算要求におきましては、その約二分の一に当たりましては、その約二分の一に当たるわけでございまして、ところが、三十六年度の増員は、補給源その他の関係の隘路がございまして、二十八名の判事を増員するというにとどまらずに、本年度におきまして、やはり先ほど申しましたような二つの目標を達成するために、当初の計画で定められた増員百六十七名から二十八名を引きました残り的人数、これをさらに本年度から二年計画で引き続き行なうということになりました。本年度は、その初年度といたしまして、合議体の増強関係で二十四名、審理期間の短縮のための増員として五十名、以上合計七十四名を当初要求をしたわけでございます。

○委員長(松野孝一君) ちょっとお知らせいたしますが、栗本最高裁判所事務局長、長井総務局長第一課長もただいま出席しております。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 裁判官以外の職員につきましては、当初要求いたしました数は、まず第一に行政職俸給表(イ)の適用を受ける職員についてでございますが、これにつきましては、調査官二名、事務官八十四名、書記官百九十名、それから延吏たる事務官二十五名、それから判決前の調査に当たりまして調査官五十名、それから家庭裁判所の調査官百二十四名、技官四十三名。それから第二番目に、行政職俸給表(ロ)の適用を受ける職員といたしまして、タイピスト百三十九人、守衛二十六人、電話交換手百三十五人、自動車の運転手百七十九人、それから火夫、ボイラーマンでございますが、百六十一人、それから電工四十四人、賄夫、庁使合計三百三十三人、エレベーターの運転手二十人。そのほか医療職俸給表(イ)の適用を受ける職員といたしまして、技官、栄養士等合計八名。それから同表(ロ)の適用を受ける職員といたしまして、保健婦、看護婦合計十六名、以上を予算において当初要求いたしましたわけでございます。

○亀田得治君 結論がどうなりましたか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいま申し上げましたのが当初要求でございますが、裁判官につきま



ほうがちよつとおかしいのじゃないか  
という感じを総務局長の説明を聞きな  
がら特にとったわけなんです。それ  
で、先ほどのような点をお聞きしたわ  
けですが、ところが要求は、千名でな  
しに千五百名だということがわかりま  
したが、千五百名にしてもおかしい  
じゃないですか。これは、法律制定の  
当初から、十年内にこんなものは処理  
するということはわかっているのだ  
し、仕事の筋からいっても、これ  
はだからなぜ全員を要求しないのか。  
これは総長にひとつ、全員要求すべ  
きではないですか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)  
理屈からいえば、全員要求すべきで  
ありますけれども、なるべく裁判所側  
の要求の近い線に持つてくるために、  
こちらでも多少遠慮する意味が一つあり  
ますし、もう一つは、かりに書記官補  
から書記官に切りかえができませんし  
も、現実には現在いる書記官補から書記官  
に切りかえすにつきましたは、やは  
り書記官の資格が相当高いものを要求  
されておりますから、あるいは研修を  
するとか、あるいは試験をするとか、  
あるいは特別研修をするとかというこ  
とが必要であります。これは、御承  
知のように、書記官研修所等の研修の  
可能な限度もありますから、さういふ  
等点も勘案しまして、本年度は千五百  
くらいでよいはないかということ、  
千五百ということにしたわけござい  
ます。

○龜田徳治君 そりすると、本来全員  
を要求すべきところなんだが、書記官  
研修所の設備の関係なり、そりした  
ようなことで、半分だけ要求した。そ  
こで、あとの点については、できるだ

け早くというのではなしに、あと残っ  
ている二千名について、来年はおおよ  
そ何名、再来年はおおよそ何名、それ  
で全部終わる。それは、ことし千名認  
められた点からいえば、そんな無理な  
数字じゃ私はないと思う。だから、そ  
ういう具体的な突っ込んだ残りもの  
についての要求などが出ているのか。単  
にできるだけ早く頼むというふうな程  
度になつてはいるのか。どつちなんです  
か。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)  
大蔵省との間には何らそりいう了解  
はありませんが、裁判所といたしまし  
ては、昨年度二百八十名実現し、今年  
また千名実現し、来年、再来年も相当  
程度実現することを期待しております  
が、現在のところ、まだ来年、再来年  
どの程度にすべきかという点はきめて  
おりません。来年度予算編成の時期にな  
りましたら、御指摘のような点も十分  
考慮に入れて要望するつもりでおりま  
す。

○龜田徳治君 私はいつも、最高裁の  
方々に、もつと勇気を出してほしいと  
いうことを申し上げるのですが、制度  
上は最高裁に独立予算の要求というも  
のが認められておりながら、いつも適  
当なところで妥協してしまふのです  
ね。これは非常に、みずからの立場と  
いうものを、何とかいいますか、低めて  
おるのじゃないかと私は思ふのです。  
筋の通らぬことで独立予算の要求とい  
うことになつても、それはおかしいで  
しょうが、筋の通つたことについては、  
もう少しきちつとしたやり方をとる  
べきじゃないか。ことに、今度例の臨  
時司法制度調査会が設けられることに  
法案が出ておるわけですが、たとえ

ああいうものができましても、その予  
算の裏づけですね。それが伴わなけれ  
ば、これは何にもならぬわけでは、  
当然あつた制度ができれば、現在の  
司法制度の欠陥等についての専門家の  
間の議論というものはずつと進んで、  
一つの結論というものが私は出てくる  
と思ふ。それは、相当りつばなもの  
がきちつと私は生まれると思ふのです。  
しかし、それに対する予算の裏づけで  
すね。裁判官の増員が必要だといふ一  
方、事件数等から見れば当然必要な裁  
判官がなかなか確保できない。しか  
し、一方からいいますと、それだけ理  
想的な裁判官をそろえるにしても、建  
物がそろわない裁判所もたくさんあつ  
たり、いろいろですね。だから当然、  
裁判官の数だけじゃなしに、即施設と  
いう問題も、あつた調査会では、私  
は合理的な検討というものが出てくる  
と思ふ。しかし、すべてそれが予算で  
しよ、裏づけは。だから、その予算  
に対しては、ちゃんと三権分立の立場  
で皆さんの要求権というものが、あま  
りあつたらこちらにまらぬ頭を下げ  
たり、そりいうことをしなくともでき  
るよになつておるわけなんだが、ど  
うもそれをお使いにならぬわけです。  
単にこれは代行書記官補の問題だけ  
じゃないのですが、もつとそりいう点  
をきちつと勇気を出してやつてほし  
いと考へておるわけですが、事務局長  
としては、そりいう点はどういうふう  
にお考へせしよるか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)  
昨年、高田議員から大体同じよう  
な御趣旨の御要望を受けたわけであり  
ますが、私どももいたしましては、相  
当強くやつているつもりではあります

けれども、まあ今後とも、御趣旨のよ  
うな線は、相当進んで強くやつて  
いきたいと思つております。

○龜田徳治君 強くいいましても、  
いわゆる圧力団体がわいわい願いでや  
るような、そんな強さは私はちよつと  
裁判所としては使えないと思ふ。ま  
た、そんなことも必要ないと思いま  
す。だからちゃんと、話のまともらぬ  
ものはまともらぬ、なせまともらぬ  
いかと、そのまともらぬところを明確  
にして、やはり国会あるいは予算委員  
会等でそれを論議してもらふ、こり  
りふりになれば、国会議員全員もやは  
り関心を持つわけですが、私たち、地  
方の調査等に参りましても、どうも裁  
判所は予算の取り方が下手だと、みん  
な言うわけですよ。それは、私たち  
うりいうことを聞いて、これは裁判所  
は、ほかの役所のように、あまり山を  
かけたり、まあ極端に言へば多少水増  
ししたり、そりいうたようなことは性  
格上なかなかさらぬものだから、結  
論としては、どうしても圧縮されると  
いうふうには言つておるわけですが、私  
は、態度はそれでいいと思ふのですよ。  
そのかわり、まともらぬものは、他の  
行政官庁のように、適当なところで手  
を打つというふうなことをしなすに、  
やはりきちつと出して、そりあつ  
てほしいわけなんです。まあ予算と  
いふものは、結局それは国会でしか成  
立せぬものですから、ここへ集中して  
くるわけでしょうが、行政官庁と明  
らかに最高裁の立場は違ふわけでは  
からぬ。せひそりいう点を具体的な  
行動として現わしてほしいんですな。  
そりしたら私たちも、結局担当の委員  
会ということであれば法務になるわけ

ですから、大いに裁判所のことをもつ  
と勉強して、ここは足らぬ、ここはこ  
うすべきだといったようなことをもつ  
とつとわれわれとしても積極的に考  
える面が出てくるわけですから、  
どうもいつも適当なところでおさまつ  
てしまふ。その点はなほ遺憾なわけ  
でして、これはひとつ、せひ最高裁長  
官にもそりいう点を伝えてほしいと思  
ふ。それで、予算問題なんかになつた  
ら、事務局長にだけまかしてしまつた  
ら、事務局長にだけまかしてしまつた  
ら、三権分立の立場で、きちつとした  
態度でもつと活動するといふようなこ  
とも必要なように私は思ふんです  
よ。そりいう点を今まではなさらな  
い。ほとんど事務局長にまかしてお  
りますね、慣例として。それで、国会  
などにもなかなか長官は出てこない。  
大體そりいう慣例です。そりいふに、  
国会へ出てくるのが、何も三権分立  
の立場を混濁するわけじゃないんでし  
て、立場さえきちつとしておいたら、  
堂々とやつぱり出てきて、そりして裁  
判所としての要求というものを述べ  
てもらふことが私は筋だと思つていま  
すが、大體そり辺の内部のやり方  
は、長官と事務局長の間というものは  
どういふふうになつておるんですか。  
対外的には事務局長にまかすといつた  
ようなことになつておるんですか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)  
どうも事務局長が力があるかもしれ  
ませんが、まあ予算等のことにつき  
ましては、十分長官の意向も体しまし  
まして、しかし、ともかく日常の裁判の問  
題は、やはり長官といたしましては一  
番当面の問題でありますから、大體対

外的なこと、あるいは国会における御説明等は、従来からもさきよりでござい

ますが、事務総長に当たられていただ

きたいと思っております。

○亀田得治君 各省の予算折衝などを

見ていると、重大な政策問題等になれ

ば、やはりその大臣が大蔵大臣に直

接折衝をやつて、そつしてまゝきめて

いつているわけですね。そんな際に、

どうして最高裁長官が大蔵大臣に直接

会う——大蔵大臣なんか格が下だとい

う考え方があつたら、総理大臣に会つ

たらいいじゃないですか、総理大臣

に。それくらい勇気を出してもらわ

なければ、これはとても進まぬと思

しておきますから、きょうこういり強

い要望があつたというのをひとつ長

官に伝えておいて下さい。いずれそれ

は法務委員会のごとき、これは委員長

にも御相談して、やはり来てもらうと

いうふうなこともあらうと思ひます

が、要望だけしておきます。

○高田なほ子君 関連して、数字をも

り少し確かめておきたいわけですが。

今度の定員法の改正では、判事が十

五名、裁判所の調査官、裁判所の書記

官、家裁の調査官を含めて百二十四名

の増員ということで定員法の改正をす

る、こういふ説明がされております。

この数字をちよつとおつしやつて下さ

い。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)

先ほどの千名という数は書記官及び

調査官を含めての切りかえの人数で

ございまして、書記官の切りかえだけ

先ほど正確な数を申し上げました。九

百三十四名、そのほかに調査官への切

りかえが六十六名ということでござ

います。

ただいまの御質問で、書記官等の資

格を持つておりながら今度の切りかえ

によつて書記官にならない人の数があ

るかというところでございしますが、こ

れらの人々は、書記官になります

ためには、昇任試験を受け、あるいは

裁判所書記官研修所の所定の研修を終

えなければならぬわけでございます。

定員の関係から多少の隘路は出てくる

わけでございますけれども、先ほどか

ら申し上げておりましたように、現に資

格を得ておられる方が予算上の関係

係、定員上の関係から官になれないと

いう方は限つて申し上げますと、そ

うわけでありまして。

○高田なほ子君 しかし、実際問題で

は、この書記官補、あるいは調査官

補、あるいは速記官補、こういふのは

合いのもののように考えられます。し

かし、本年度の予算では、この研修所

関係の予算というものについてはあま

り見るべきものがないように思われる

のですけれども、このうらほらの関係を

説明していただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君)

研修所関係の昭和三十七年度予算に

つきましては、ただいま御指摘のとお

り、研修の規模、内容、あるいは職員

の増強というふうな面におきまして

は、ほとんど見るべきものがないよう

な状況でございます。

○高田なほ子君 私も東京都内にある

りな姿になってきたのだらうかと、こ  
ういふ経緯を私は知りたいと思ひの  
す。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君)  
研修所関係におきましては、研修内  
容等につきましては前年度とあまり大  
差ない要求でございましたが、ただ、  
司法研修所、書記官研修所、調査官研  
修所等につきましては、いわゆる職員で  
ございまして、研修生でない職員の方  
ににつきましてはある程度の増員要求  
をいたしました。具体的に申しますと、  
司法研修所につきましてはいろいろ  
なる職種を合わせまして二十五名、書  
記官研修所につきましては十三名、調  
査官研修所につきましては六名という  
ような、職員を増強を要求いたしました  
わけでございますが、結局結論といた  
しまして、判事の増あるいは書記官の  
増というほうが先決問題だというよう  
な観点—観点と申しますと—語弊が  
ございまして、かようなほうに増強され  
まして、このほうは結論といたしまし  
ては増強がなかつたわけでございま  
す。結局、研修所の問題につきましては、  
すでに高田委員、あるいは亀田委  
員からも従前御質問を受けましたよう  
に、建物をどうするかという問題も  
ございまして、これはすでにお答えいた  
しましたように、本郷の書記官研修所  
の敷地と建物を処分して、新たに別の  
所へ書記官研修所を建てていくという  
ような構想で参つたのでございませ  
んが、すでにお答えいたしましたよう  
に、そのほうの話がかばかしく参り  
ませんので、本郷を処分するという話  
をもう白紙に戻しまして、あらため  
て、書記官研修所のみならず、司法研  
修所、調査官研修所も、具体的に予算

でもって現実に一定の場所へ建ててい  
くという構想をとらざるを得ないよう  
な状況になって参りました。ただいま  
のところ鋭意その検討をいたしており  
ますが、したがって、来年度以降  
におきましては、早急にその予算で  
もってこれらの研修所の整備をはから  
なければならぬというふうに、設備  
の点につきましてはさように考へてお  
ります。

○亀田得治君 ちよつと、職員の問題  
に移る前に、たまたま研修所の問題が  
出ておりますから、私も別個に一度こ  
れは確かめたいと思つていた点です  
からお聞きしておきますが、せんだつて  
私たちも、現在問題になってる旧岩  
崎邸なりそういうところを見たわけ  
ですが、この裁判所が最初処分しようと  
考へられた岩崎邸ですね、ここはまあ  
空地も非常に多いわけですね。だか  
ら、あの場所に、たとえば九段にある  
研修所を—これは調査官と一部書記  
官の方を通つておられるようですが、  
こういうものを集める、こういうこと  
で私はいちちつと非常な強さを持つた  
わけですね。で、司法修習生のほうは、  
これは多少立場も違いますが、それ  
をも本郷のほうへ持つていくというこ  
とは、そういう点もあるし、また場所  
的にも、いくら広いといつても、それ  
限に広いわけでもないのですから、そ  
ういふ点も多少の何があるだらう。だ  
から、司法修習生関係のほうは、現在  
の場所を撤去していくといつたよりは  
な問題ないじゃないか。ともかく四億  
五千万といつたような予算もとれてい  
るわけなんだから、そういうものを活

用して、そうして研修所の充実という  
ものを活かしていけばいいじゃないか  
という感じを、まあ実際に見た結果強  
く持つておられるわけですね。それで、私  
も非公式に実際にそういう機関に関係  
のある人にも若干聞いてみたわけだ  
が、大体そのほうが私は聞いた結果か  
らしてもいいような感じを持つてい  
るんです。で、ただいまの答弁では、今  
までの方針を白紙に戻す、そうして今  
私が申し上げたようなふうな考え方に  
固まりつつあるようにもおっしゃつた  
わけですが、多少ははつきりしない  
ところもあるわけですが、この点ひとつ  
事務局長から、おそらく内部で御検討  
になつておるんだと思つて、もう  
少しははつきり具体的な方針を明らか  
にしてほしいと思つておられます。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)  
岩崎邸を処分する云々という計画が  
だめになりましたが、その後またか  
うな席で申し上げるほど案が熱してお  
りませんので、先ほど経理局長から御  
説明になりました限度で御答覆いた  
したいと思います。

○亀田得治君 岩崎邸の売却がだめに  
なつた、これは一体いつなんですか  
ね。総長えらいのんきなことをお答え  
になるわけですがね。こういう問題  
は、だめになれば、即刻次の案とい  
うものを積極的にやはり考へていくべき  
問題でしょう。一体岩崎邸のやつがだ  
めになつたのはいつなんですか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)  
事務の正確を期します意味で、主  
管局長の経理局長からお答えいたしま  
す。

が、四億五千万という不動産取得費で  
ございまして、これが現実に今ことし  
の予算についておりました、これは書  
記官研修所の敷地と建物を購入する  
という金でございまして、敷地のほうは  
別といたしまして、敷地を先にきめな  
ければいけませんので、敷地の獲得に  
鋭意努力したわけでございますけれど  
も、現在までのところ、値段その他か  
ら申しまして適当な土地が見つかりま  
せんので、しかしこの四億五千万の金  
はあと一カ月でもって使わなければな  
らないような状況になつてきておりま  
すので、さような観点から申しまし  
て、まず敷地を獲得することはむずか  
しいという状況に現在立ち至つて参り  
ましたので、岩崎邸を処分して書記官  
研修所の敷地、建物を獲得するという  
話のために、あるいは御破算に  
なつた、かように言わざるを得ないの  
でございます。だめになつたのはいつ  
つかとおっしゃいますと、今までや  
つて参りました結果、見直しをつけま  
したの、大体昨年の暮ごろに、まず不  
可能だというふうな見直しをつけたわ  
けでございます。

○亀田得治君 昨年の暮だめだとい  
ふらに見直しをつければ、すぐこの  
四億五千万円というものにつきました  
て—結局これは実際に使つてすれば  
三十八年度に入るわけでしょう、だか  
らせつぱ研修所のために大蔵省が一  
たん認められた金ですから、そのときの使  
い方は、まあ方法は違つたわけではな  
い、研修所のためということで認め  
た予算なんだから、それを三十八年度  
返すというふうなことになるらうよ  
うに、三十八年度に使えるように予算折

衝できそうなものだと思つたのですが、  
どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君)  
この四億五千万の金は、昭和三十  
五年度の予算で、債務負担行為とい  
うことで、初め四億五千万の限度にお  
いて使つていいということが認められま  
して、本年度へ入りまして現実の金に  
なつたわけでございますが、これは岩  
崎邸を処分して書記官研修所を建て  
る—したがって、岩崎邸の処分  
をいたしましたので、国へ一定の収入が、売  
却代金が入りますので、それを見合  
いとしておりますので、書記官研修所  
の敷地、建物が別個に得られませんこ  
とには、岩崎邸を処分するわけには参り  
ません。ところが、別個に取得いた  
せうとする書記官研修所の敷地が獲得困  
難の状況になりましたので、結局四億  
五千万の金は、裁判所としては書記官  
研修所のほうに使つたわけにはいか  
ないわけでございます。これをい  
は、岩崎邸を大蔵省へ返さなければな  
らない、かような状況になるわけ  
でございます。

○亀田得治君 いや、さういふ、何と  
いふか、事務的なもの考へじゃない  
に、結局今とすると、この四億五千万  
というものは召し上げられるわけだ  
と、それははつきりしているわけですね、  
見直しとしては、それであれば、国庫  
として年度末に四億五千万円が返  
ってくるわけなんだから、だからそれを  
見合ひにして、三十八年度予算の中  
に、書記官研修所の建設費でいいわけ  
だ。岩崎邸の土地を使うということに  
なれば、建物だけいいわけですよ。  
新たにさういふ予算を計上するとい  
うことは私ではできぬと思つたので、前と

第三部 法務委員会会議録第八号  
昭和三十七年三月一日【参議院】

全然同じものを組むわけじゃないです。それから、金額にしてはせつかく認められたものを、私は大蔵省はそんなに強いことは言わぬと思うのです。三十八年度に同額のもの、やり方が少し違いますが、組むということについては、一たん認めた予算ですから、全然同じことだと、それはちよつと法律上疑義が起きるかもしれませんが、やり方が違ってくるから。そんな程度のこととは、もう年末だめになったら、即刻そういうことに手をつけてくんぐんやうていくくらいじゃなければいけません。

○最高裁判所長官代理人(栗本一夫君)

亀田委員のおっしゃいますことは、わからぬではないのでございます。しかし、三十五年度の予算書にはつきり載っておりまして、岩崎邸を処分して書記官研修所を建てるといふふうに載っております。それから申しまして、岩崎邸を大蔵省に返しませんことには、大蔵省と申しますと請弊があります。困へ返しませんことには、この四億五千万というは手放しで使われたいかという関係でございまして、まことにわれわれといいたし、ましてややむを得ないといふふうに思っております。

○亀田得治君 返すのは返すんだよ、結局は。だけれども、返すのは年度末ということはつきりしておるのだから、返した後にこつちの新たな予算を使うのですから、時期的には。だから決して矛盾しないわけですよ。だからそのことを、現在の研修所の状況から見たら、急ぐ状態なんだから、そういうふうな努力をすべきじゃないかといふことを言っているわけなんです。最高

裁のほうでそういう気持があるのであれば、これは四億五千万円程度のことですから、大蔵省さえその気になれば、決して処理できないことはないと思うのです。しかし、肝心の皆さんが、どうも返すもの、返すもの、それからまた出直しじや、そんなようなことでは、こちらはそこまで予算の分科会等でも大蔵省に言ってみたくて、これは仕方ない、それでお願いしますわけですがね。できますよ、四億五千万円程度なら、大蔵省さえその気になれば。

先ほど申し上げましたように、三十五年度の予算書には、四億五千万という金の限度において土地と建物の購入の契約をしてよろしいというのが予算書に載っております。そのころにはもちろん現実には四億五千万の金には買いませんけれども、建物というものは買います。それから作らせて買おうのだから、そう簡単には買えないというので、債務負担行為というので四億五千万を認められました。現実には本年度に入りまして四億五千万の金がついたわけでございますが、その三十五年度の債務負担行為はつきり予算書に載っておりますが、岩崎邸を処分して、その金を見返りとしてという趣旨がつけられておるのです。岩崎邸を返す必要はないので、四億五千万だけをこちらへくれといふことは、法的にもやはり疑義があると思ひます。裁判所といいたしましては、その点には不可能だといふふうに考へております。

○最高裁判所長官代理人(栗本一夫君)

それから速記官ですね。これが今五十四名増員になりましたが、これは全部内部の職員のみかえといふ格好をとつていふようですね。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 今御指摘のとおりでございます。○亀田得治君 その五十四名というのは、従来内部で速記官の手伝いなどをしておたような関係の人なんです。あるいは全然新たに養成してなる、どういふ格好になるのですか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 裁判所内部の職員でその方面の能力があると思われる者につきまして一定の研修を施しまして、その研修の結果を待って任命していきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○亀田得治君

委員長、この問題は、もう少しまた別な機会に、大蔵省のほうも呼んで一ぺん検討したいと思ひます。それから速記官ですね。これが今五十四名増員になりましたが、これは全部内部の職員のみかえといふ格好をとつていふようですね。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 今御指摘のとおりでございます。○亀田得治君 その五十四名というのは、従来内部で速記官の手伝いなどをしておたような関係の人なんです。あるいは全然新たに養成してなる、どういふ格好になるのですか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 裁判所内部の職員でその方面の能力があると思われる者につきまして一定の研修を施しまして、その研修の結果を待って任命していきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) ただいまその資料は手元にございませんで、調査をしてみたいと思ひます。○亀田得治君 何か、今度五十四名をどういふふうに入れているかによつて、今度外部から入れているのを全部やめる、そういう方針なんですか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 外部速記官を雇いますのは、現地の裁判所で予算の範囲内で行なつておることとございまして、今後どういふ方針で外部速記官を処理していくかということについては、具体的な話を私どもまだ承知いたしていません。○亀田得治君 大体外部速記官のために年間六百万円程度は裁判所で出ているようですが、そういうふうなことはわかっているでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君)

ただいまその数字については手元に資料がございませんで、調査してみたいとわかりかねる次第でございます。○亀田得治君 じゃあ、その点をお調べ願つて、そうして外部速記官という問題はどうかされるのか、その点ももう少し明確にお答えを願ひたいと思ひます。で、この速記官に關連してお聞きするわけですが、速記官の適正な人数ですね、これを實際はどの程度に踏んでおられるのか。これはおそらく研究しておられると思いますが、まあ私たちが見たいところでは、非常にこの人数が少くないといふふうに思つておるんです。これは實際、私たちがたびたび法廷に行くわけですが、半日でもふつと続け、一日でも同じ人がずつとぶつ続けでやっています。ところが、国会な

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君)

では、こういうふうにしてやつておつたつて、四人の方がよりかわるがわる——實際に委員会が中断しておるよりなときでも、かわるがわる交代される。私は速記の立場からいふと、ああいうことも必要なんだろうと思つて見ているわけなんです。ところが裁判所は朝から夕方まで同じ人がやつておるのです。これは速記官の人からは非常に苦情を聞くわけですがね。そういう点をどういふふうにとらになつて、あまり過勞してゐるのでは。そういうふうな人も出てゐるようですね、そういう障害を起している人が、そこら辺の事情をもう少し……。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 裁判所速記官の定員を逐次増強していきたいといふことは、われわれとしても考へておるわけでございます。目標をいたしましたしましては、高等裁判所、地方裁判所の合議事件については全部速記をつける、それから地方裁判所——これは乙号支部を除きますが、地方裁判所の単独事件のうちでも特に重要なと思われる事件については速記官をつけるといふふうな目標を定めて、鋭意努力をいたしておるわけでございます。この目標を達成いたしましたために、現在員ではどういふ人員が不足でございませんで、なお九百三、四十名の速記官が必要だといふふうに考へておる次第でございます。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君)

いや、私があとのほうでお聞きした実情ですね、非常な過勞な状態です。朝から晩まで同じ人がやつていくと、こういうことはお認めになりますか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君)

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君)

これはお認めになりますか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君)

ただいまの速記官の執務時間でございますが、一月十二時間平均で公判廷に立ち会っておるわけでござい

ます。なお、御指摘になりましたような速記タイプを使いますので手が痛くなるというような事例も、若干耳にはいたしておるわけでございます。

○亀田得治君 一月十二時間というのは、えらい少ないですね。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) これは法廷に立ち会う時間だけでございまして、このほかに反訳の時間は別に加わるわけでございます。法廷に立ち会う時間だけが一月十二時間平均ということになるわけでござい

ます。○亀田得治君 実際にはそういうことになっていないんじゃないですか。大阪や東京あたりの状況を見ておりました、一人の人が、十時に裁判が始まって、午前二時間やる、そうして午後一時から午後五時までやると、それで六時間でしょう。そんなのを私見ておるのですよ。もう一日そんなことをやれば、それで十二時間でしょう。そんな程度でいけるのですか。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) ただいま申し上げました数字は平均の時間でございますので、具体的な事例としてたまたまそういうことがあるかどうかつまびらかにいたしませんけれども、私が申し上げましたのは、全国の平均の一月月の法廷立会時間が十二時間という数字が出ておるわけでございます。

○亀田得治君 これは、一人々々の立会時間というものはずっと記録されておるわけでしょう。したがって、それ

をひとつ……まあ東京だけでいいですわ、全国といつても何ででしょうから、東京だけのやつを一応調べて資料として出してほしいと思います。

それから、このことで公務災害が最近二件発生している、そういうことも聞いているわけですね。だから、相当私には重い負担になっているように思うわけですね。そういう状態であれば、たとえ五十四名内部操作で速記官をふやしたところで、今まで不足分を外部速記を入れて間に合わせていた、そういうものを一挙になくするといったようなことは、非常に行き過ぎだと思つて

すね。さつき、理想的な数字はどうかということについて、何か九百名ほどまだ要するといったようなことすらおっしゃっているわけですからね。そういう点から見ても、五十四名程度入られたから今までの外部からの応援はもう減らしてもいいんだと一役所というものはじきにそういうふうになりがちなんですよ。しかし、それがきちっと余っている場合はもちろんそれでもいいが、そうでない現状なんだから、だからその辺のところをもう少し、一体外部速記の応援をどうするかという点も含めて、はつきり次回にお客を願いたいと思つております。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 法廷の立ち会い時間が十二時間というところが少ないんじゃないかという御質問のようでございますけれども、これは法廷に立ち会って、これを調査に反訳いたしますためには、約十一倍の時間を要するわけでございます。この反訳の時間を考えますと、一月月これ以上法廷に立ち会おうということでは、反訳が適宜の期間内に間に合わない

ということも考えられるわけでござい

ます。そして、先ほど私が九百十名

の速記官が必要だと申し上げましたのは、なおこれ以上——現在の定員以上は九百三十七名というふうにお聞き取りになるような発言をいたしたかもしれませんが、それはそうではないのであります。全体の理想的な数は九百三十七名、それだけの数が必要だという趣旨で申し上げましたので、もし誤解があるといけませんので、そういうふうにご訂正させていただきますと思

います。○亀田得治君 全体の数字が九百だということになりますと、今度の定員改正から見ますと、あと百ですね。そんなことじゃどうして間に合いますかね。それは、さつきあなたば明らかにもう九百幾ら足らぬように私は聞いたのですが、たとえば、現在の七百というのは、これは配置は全部地方裁判所でしょう。高等裁判所の合議部にも入れていくというふうにあなたはさつきおっしゃったわけですね、百名程度でとても間に合うものじゃありませんよ。第一、一人の速記官が午前午後引き継いでやっています。交代できない状況で、そして一人でやっています。国会のように、二人でやっていると、照らし合

わしてやるということもできない。一人でやっています。それは二人でやるより以上に神経も使いますし、それで交代要員がないということを見ただけでも、おそらく地裁なら地裁内部で聞いてみれば、とても手が回らないのだというのが実情なんだと思う。だから、地裁の速記官というのは何名いらっ

しやるかわかりませんが、一人々々について

の表がちゃんと載っているはず

です

ですから、それを一べん資料として出

していただきたい。その上で、私たちも、速記官の不足が百名程度なんというふうなことは、高等裁判所も入れたらとても考えられないわけですね、もう少し意見を述べたいと思う。資料は出ますね。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 調査をいたしてみたいと思います。

○委員長(松野孝一君) 私からも申し上げますが、どうですか、次回までにそれを出してもらえませんか。

○亀田得治君 それを早く出してもらいませんと、定員法上がりませんよ。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 御希望に沿うように努力してみたいと思つております。

○亀田得治君 もう一点、これは検察庁と比較するわけですが、行政職俸給表(二)の適用を受ける人ですね。裁判所のほうがどうも多過ぎるというふうな感じを持つわけですが、当然その結果は待遇がそれだけ悪いわけですが、そういう点は何か御検討になっておりませんか。こちらのほう——裁判所のほうでは、この表を見ますと、約千五百名ありますね。検察庁では約八百人程度のはずです。しかも、裁判所も、検察庁も、大建物の数は同じくらいのはずです。当然行政職俸給表(二)に持っているのじゃないかというふうなことも、私たちがいろいろ職員定員というふうな問題になるといつも感ずるわけですが、この点はどういうふうにお考えになつておるでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 検察庁のいわゆる用人がどの程度定

員として組まれているか、私たちつま

びらかではありませんが、裁判所と検察庁と比べてみますと、裁判所には検察庁にない法廷等もございまして、なお民事事件の処理も行なっておりますし、裁判官と検察官の数も必ずしも同じではないわけでございまして、それから庁舎の面積等につきましても、ただいま申し上げましたような法廷等の関係もございまして、必ずしも検察庁の用人の数から見ても不当に裁判所の用人が多いというふうにも考えられないのではないかと、いろいろに存する次第でございます。

○亀田得治君 この廷吏であつて行政職俸給表(二)に回されておる者もあるのですか。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) そういう者はございませぬ。廷吏は、事務官の行政職俸給表(二)の適用を受ける者だけあります。

○亀田得治君 そうしますと、法廷の数があるといひましても、そこにおる廷吏というものは(二)のほうには入らないわけですから、だから法廷の数は私は理由にならぬと思つて。そこで、約千九百名の用人の内訳ですね、どんな仕事になつておるのか、上のほうは大分細かく書いてあります、千九百名の内訳ですね、それをひとつ、これも次回までに資料として表に出してほしいと思つておる。これはおわかりになつておるでしょうか、それを見ないことにはちよつと……

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 法廷に廷吏がおることは事実でございますけれども、法廷の清掃等につきましても用人の仕事でございまして、法廷が裁判所にあるということについて

は、用人の關係等も問題になるかといふに考へるわけでございますが、その点は別といたしまして、用人の内訳の詳細については、後日資料として整理いたしたいと思ひますが、ここで今わかつておりますことを申し上げますと、これは三十六年度の予算でございますけれども、種類を申し上げますと、守備それから小使、自動車の運転手、電話交換手、電工、教を申し上げましようか。

○龜田得治君 あとから表で出して下さい。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 電話交換手、電工、掃除、掃除婦、それからエレベーターの運転手、印刷工、火夫、そういったものが含まれておるわけでありまして。詳細はあとで資料でお知らせいたしたいと思ひます。

○委員長(松野孝一君) それも次回までに出していただきたいと思ひます。

○龜田得治君 関連しまして、検察庁のほうは大体八百名と聞いておりますが、法務省のほうから、用人の内訳です、それをひとつ比較対照する意味で出さしてほしい。僕は一応この程度で終わります。

○井川伊平君 お伺ひいたしますが、判事にたいふ欠員がありますが、判事の欠員のある裁判所というのは大体きまつておるのではないかと。言いかえれば、転任の際に判事が行ったがらない、そういうところは常に欠員を持っておると、こういうような關係はありませんか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 東北でありますとか、北海道、そういったいわゆる僻地の裁判所には、とかく裁判官の転任ということが困難で

ございますので、一般的な情勢といたしまして、そういう方面に裁判官の欠員が多いということは言えると思ひますけれども、ただ、特定の裁判所に常時欠員があるというふうなことは、一般的には言えないと思ひるのであります。

○井川伊平君 北海道であるとか、あるいは東北であるとかいう雪国及び寒地、こういう方面に転任をしたがらない、判事として行きたくないというの、そういう地域の裁判所の構造、それから官舎の構造等が、雪国あるいは寒地に適合するような構造でない。だから、法廷におけるところの仕事も非常に困難を感じ、また官舎の生活においても非常な苦勞をする。だからいやがる、こういうのではございせんか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) 官舎のことでございますので、私からお答えいたしますが、北海道あたりは、従前から戦前から官舎が比較的整備されておりました、これはやはり、ああいうところでございまして、官舎がございせんか、なかなか転任もむずかしい、またそういう方々のために家を探すと、なかなか転任でございまして、北海道あたりは戦前から比較的官舎が整備されておりましたが、戦前の官舎は御承知のとおりほとんど木造でございまして、それが今日までだいたい残つてきております。そういうような關係から、依然としてまだ木造の官舎が相当数あると思ひます。でございますが、それもおおいに整備していかねばならぬわけでございまして、何しろ戦後新たに職員がふえ、非常に官舎が不足いたしておりますので、北海道のみならず、全国的

に不足いたしましたので、新たに建てるほうに予算を置かれました關係上、北海道の木造の官舎のようなもの、まだたとえばブロックに直すとかいふようなことがいたしかねる状況でございますが、将来の方針といたしましては、北海道あたりは徐々にブロックに新たに建て直していく必要があるというふうには考へておる次第でございまして。

○井川伊平君 この雪国であるとか、寒地地帯であるとかいうところにつきましては、法廷の構造につきましても、官舎の構造につきましても、暖かい地方とはおのずから違わなくてはならないが、そういう点におきまして、日本の雪国であるとか、あるいは寒地地帯の法廷、裁判所及び官舎というものは、外国のそれと似た雪国及び寒地地帯の裁判所の構造及び官舎の構造、こういうものと比較して御研究になつたことがあるか。もしあるとすれば、その比較の結果につきまして御意見を承りたい。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) 寒冷な地域の庁舎のことでございますが、これは裁判所の管轄もだいたい長らくやってきておりますので、寒冷地には寒冷地向くような設計等をしておるつもりでございまして、官舎を今申し上げましたように建て直すという問題でございまして、新たに建てます場合には、最近ほとんど北海道はブロックで建てておると記憶いたしておる次第でございまして。

○井川伊平君 外国の事例についての御研究になつていないのかとも存じますから、それはそれといたしまして、

判事が欠員になつておる、補充することが非常に困難だ、補給源に困難を生ずるといふのは、そういうふうな面から、ああいうところの法廷にやられるなら判事はやりたくない、ああいう官舎に入るなら、家内も肺病になるし、子供も育たないだろう、こういうふうな非常な不安がある。そういうところから転任願うときに、二年間必ずこちらへ歸つてもらうからがまんをして行つてくれぬかというふうな無理なお願ひをして行つてもらつておる向きもございまして。こういうふうな事実が先ほどの判事を求めることができない大きな原因ではないかと思ひますか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) 御指摘のとおり、北海道、つまり寒冷の地の官舎が、まだ、先ほど申し上げましたように、従前からのものが相当数残つておりますので、現状といたしましては決して十分なものだとは私たちも考へておりません。整備ということになりまして、おおいに徐々に考へておるわけでございまして。

○井川伊平君 徐々にとり言葉は、きわめてあまいでございまして、現在に、あなたの申されたような北海道の判事の官舎、これを寒地に適合するよう官舎に作りかえるとすれば、一体どのくらいの予算があれば全部できるのですか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) ちょっとただいま、数字をはじいてみませんとどのくらいということも申し上げかねるわけでございまして、しかし、井川委員御指摘のとおり、北海道の官舎が、戦前からのもの等を見

ますと、決して十分だとは申せないと申しておりますので、われわれもいたしまして、鋭意その改善に努力いたしていきたい、かように考へております。

○井川伊平君 今のお答えは、きわめて私は満足のできないものであります。徐々にやられていくのだということ、言いがれにすぎない。どれだけの予算があればこうなるのだ、だから何年間かかればこうなるのだ、具体的な数字を組み立てないで、徐々にやられていくつもりだというふうなことは、言いがれでしよう。私は、それでは相当長い間今のままで置かれる。今のままに置かれれば、そういうところに任地を得なければならぬ判事などというものは、判事になり手がないういふ点をもつと真剣に御研究になつてはいかかと思ひますか。

それから、定員の増をお求めになつておられますが、欠員になつておるものを補充することも困難な今日、定員増をいたしまして、欠員の補充が行なわれ、定員の増が満たされる、こういうふうなお見通しを持っておられるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) このたびの法律改正では、判事の増員が十五名ということになつておるわけでございまして。ところで、この充員の見通しでございまして、本年の四月末日までの欠員は、これはある程度見通しも含みますけれども、四十二名程度になるものといふふうに推定されるわけでございまして。ところが一方、本年度におきまして判事補であつた者が判事の資格を取得する者が五十七名





人を相手にする職務でございます。最も大事なことで、ただいまの御意見を拝聴いたしました。われわれといしまして、こういう正式の法的機関でなくして、部内の一致をはかるという面につきまして、さらに適切な方策という点について検討をし、さつそく案を得まして、しかるべき方法をとっていききたい、かように思う次第であります。

○赤松常子君 ぜひひとつ課題として、こういうパイプをつける一つの道をお考えいただきたいと思ひます。具体的なが長々ございましてたけれども、それは申しません。

その次に、各刑務所の職員の方の親睦団体がそれぞれあるようでございます。これの性格及び経理が非常に不明朗なことを言っておられまして、これは一方的に私聞いて、それが正しいと思っておけません。また、反対の側においての意見も聞かなければならないことですが、そういう監督はだれがなさっておりますか、親睦会の経理の監督は。

○政府委員(大澤一郎君) ただいまの職員会の組織でございますが、これはあくまでも私的な組織でございます。職員相互間のレクリエーション、あるいはまた冠婚葬祭、慶弔等の申し合わせ、職員だけの組合でございます。組合と申しますか、会でございます。この会の運営につきましては、われわれとしましては、大体の承っております。各課から代表が出席して運営委員会を作り、予算なり、あるいはその決算、また事業計画等をきめまして、自主的に運営しておるわけでございます。監督というこ

とは、われわれには直接にはないわけでございます。しかし、事職員の親睦をはかる会でありまして、さようなことでございまして、本省は大へんなことでございまして、本省でございまして、監督等に参りました際に、大体どういふふうにやっておるかということは聞いて、やはりいろいろ各所とも同じようにやっておりますので、各所が同じように運営できるように、実情を聞いておる程度でございます。特に監督というものはいたしておりません。実際上のさような話を聞きまして、よそじゃやろうしているというふうなことで、指導という程度にとどまっております。

○赤松常子君 そういふ問題も、ずいぶん皆さんの心を腐らせて、職場を不明朗にしている問題であるということをお聞きして、詳しくまた申し上げる機会もあると思ひますが、そういう点もどうぞ目を光らしていただき、指導していただきたいと思ひます。

最後に、その親睦会を、今申しますすから、職場のいろいろな苦情処理の一つのはけ口になさるといふことはむずかしいでしょうが、私はとりあえず、それをどういふふうな性格に切りかえたらいいのじやないかと思ひますが、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(大澤一郎君) 親睦会で、役所の運営ということとは少し筋が違ふようでございますが、しかし、かような各課から代表が出て運営するといふような際に、官の業務運営についての意見が出ることは、非常にけっこうなことじやないか。なかなか面を冒して

言にくいことを、さような研究会とか、あるいはさような親睦会なんかの集まりの際に、お互いに意見を交換するといふことは、非常にけっこうなことである。さような線でも各所の意見を聞きまして、あらゆる機会を——さような機会がございまして、さような機会も人事管理の円滑な運営に活用していくというふうな、ひとつ努力していきたいと思っております。

○赤松常子君 ぜひひとつ、一つ一つ解決する努力をお願いしたいと思います。それに加えて、私のところに見えた婦人職員が、これは婦人の刑務所でありました。ところが、やはり上のほうの部長クラスは男子でいらつしやいます。そこにやはり、男子の封建性で、上の人が女の言うことは一切聞かない。お前らの首は自由自在だといふような脅迫をしてある問題の処理ができて、その人は非常に不満ながら始末書を書いて、一つの事件が済んだことになっているものでございまして、そのふんまんやる方ないことを、この團私のところへ訴えに見えられました。これも反対側の人の意見を聞かなければいけません。私察するところ、男子の上級者と、婦人の下に使われている人との、その封建性というもの、いろいろと摩擦を起こしているといふことも、よくお気にとめてもらつて、そういうことのないように、ひとつつ明らな職場の建設に、御考慮、御指導願ひたいと思ひます。

以上であります。

○委員長(松野孝一君) 他に御質疑もなければ、本件についてはこの程度にとどめます。

次回は、三月六日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後零時五十九分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月二十五日)  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案